

特定非営利活動法人子ども・若者センターこだま

理事の職務権限及び役員報酬に関する規程

2025年1月1日制定

本規程は、特定非営利活動法人子ども若者センター・こだま（以下「法人」という。）の理事の職務権限及び役員の報酬について定める。

（理事の職務及び権限）

第1条 理事は、理事会を構成し、法令、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事長は、理事会の求めに応じ、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（職務分担）

第2条 法人に施設長をおく。施設長は、理事長の指示に従い、施設職員を統括する。

- 2 法人に事務局をおく。理事のうち1名を事務局長とし、事務局を統括する。
- 3 理事のうち1名を研修担当理事とし、職員研修及びボランティア養成講座を担当する。

（報酬）

第3条 理事・監事は当面無報酬とする。ただし、前条の職務分担に応じ、理事会の決定で報酬を支出することができる。

（附則）

この規程は2025年1月1日から施行する。